

給水装置の一部先行工事の取扱いに関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、給水装置工事のうち、配水管より分岐し、敷地内の一部まで引込みする給水装置工事（以下「一部工事」という。）に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(工事の範囲)

第2条 工事の範囲は、形状が宅地であって次の各号の一つに該当するもので、分岐管径が25mm以下のものとする。

- (1) 国、県、市等の公共団体が施行する舗装工事に先行するもの。
- (2) 私道および区画整理で舗装工事のためやむを得ず先行が必要となったもの。

(施行方法)

第3条 一部工事の施行方法は、次の事項を充たすものでなければならない。

- (1) 給水管は、敷地内1.0mまで布設し、止水栓止りとする。
- (2) 止水栓は、ボックス（丸型）で保護する。
- (3) 一部工事を施工した場合には、コンクリート製または、プラスチック製の杭を打ち、埋設位置を確認できるようにする。
- (4) 給水条例および給水装置施行基準による。

(止水栓の材料)

第4条 止水栓は金沢市企業局（以下「局」という。）の指定する製品（盗水防止伸縮止水栓）を使用しなければならない。

(管理方法)

第5条 止水栓の管理は次のようにする。

- (1) 認定業者は、「長ネジ」を使用した止水栓を取付け、完全に放水し、水質を確認しなければならない。
- (2) 局が給水工事検査時において、「長ネジ」を取りはずし、「短ネジ」に取替えなければならない。なお、取替えた「長ネジ」は、内管工事申込みの際に、認定業者に支給する。

(経 費)

第6条 工事費および加入金について、次のように取扱う。

- (1) 一部工事の費用は、全額申込者の負担とする。
- (2) 加入金は、止水栓の口径により徴収する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年 7月 1日から施行する。
- 2 昭和51年 4月 1日一部改正する。
- 3 昭和63年 7月 1日一部改正する。
- 4 平成 3年 7月 1日一部改正する。